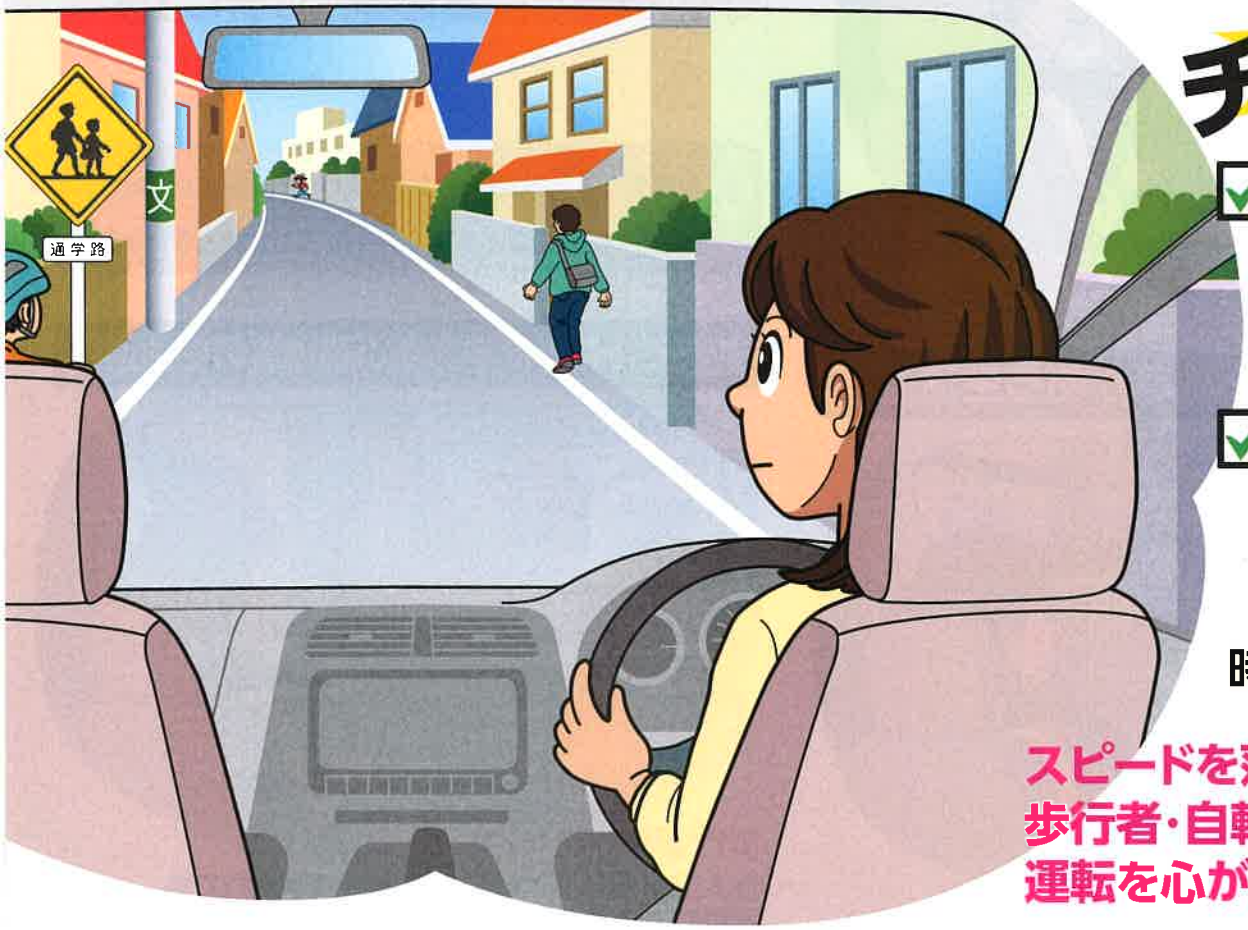
生活道路における自動車の法定速度が時速30kmに引き下げに

令和8年9月1日施行
（改正道路交通法施行令）

時速30kmですよ！
生活道路の法定速度



チェック！

- ☑ 標識等で最高速度の指定（制限速度）がない！
- ☑ センターライン（中央線）がない！

⇒ 時速30kmで走行！

スピードを落として歩行者・自転車に注意した運転を心がけましょう！

改正の目的

事故の際、クルマの速度が時速30kmを超えていると、歩行者の死亡率が急激に上がることから、歩行者の利用が頻繁な生活道路では、スピードを抑えて走行することが求められます。
そのため、エリア限定で速度規制を行う「ゾーン30」や、狭さくや凸型路面（ハンプ）等を用いて物理的に速度を抑える「ゾーンプラス」などの対策が講じられてきましたが、より広範囲に生活道路の事故（特に死亡事故）を抑止する目的です。

これまで・これから

これまで、道路標識や標示によって最高速度が指定されていない道路の法定速度は時速60kmでしたが、**施行後は、中央線や中央分離帯、中央ポールがないいわゆる「生活道路」では、時速30kmが法定速度となります。**

【注意点】すべての道路の法定速度が時速30kmになるわけではありません。標識等や条件（裏面参照）に従い判断しましょう。また、決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

法定速度が時速60kmの道路は裏面下段参照▶

鎌倉市交通安全対策協議会

危ない！生活道路の、こんな場面

学校が近くにある生活道路



裏通りや中道など、ドライバーが抜け道に利用しがちな道の多くは、狭く、死角のある、入り組んだ、いわゆる「生活道路」で、生活する人が行き交う道路です。

「生活道路の法定速度時速30km」を守り、慎重な運転を心がけましょう。

子供の「飛び出し」に注意！
自転車の出現や、その動きを警戒！

◇ の標示や  の標識の前方には横断歩道があります。
減速し、横断歩道の手前での一時停止に備えましょう！

道路沿いに駐車場等がある生活道路



不意に現れる歩行者に注意！
※道幅が狭い生活道路では、歩行者の不意の横断には特に警戒を！

雑居ビルなどが建ち並ぶ路地裏の生活道路



歩行者等をいつでも警戒！
出入口が多く、いつどこから歩行者が現れても不思議ではありません。

法定速度は、「生活道路の時速30km」と、それ以外の「時速60km」の2つに。（令和8年9月1日施行）

自動車の法定速度が引き続き時速60kmの道路

※道路標識や標示によって最高速度が指定されている場合は、それに従いましょう。

道路標識または道路標示による中央線または車両通行帯が設けられている一般道路



道路の構造上または柵その他の工作物によって自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
※例）高速道路と、料金所や一般道路との連結道となるいわゆる「ランプ」が該当

自動車専用道路

不許複製／自然社